

## 〔事案 25-39〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定終了

### ＜事案の概要＞

募集人の説明不十分を理由に、転換後契約を取消し、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

平成 13 年 9 月に、契約していた学資保険を、別の良い学資保険に契約するためと、母から言われて契約をした。ところが、転換後契約は学資保険でなく、自分の子（契約時 7 歳）を被保険者とする 30 年満期の養老保険（生存給付金付定期保険特約、入院医療特約等付）であった。よって、自分は募集人より契約内容の説明を受けていない（主張①）、また、募集人より説明を受けた母は契約内容を誤解していた（主張②）ので、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻してほしい。

### ＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約申込書に設けられた、契約転換に関する確認印欄、説明を受けたことの確認印欄両方に、申立人は押印している。
- (2) 申立人は銀行員であるため、契約内容説明の重要性や確認印の意味を理解しており、何らの説明も受けなければ押印しなかったと推測される。

### ＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人母の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張のうち、主張①は契約転換の意思がないことにもとづく無効を求めるもの。主張②は申立人の母は「学資保険の良いものができた」と勧誘され、学資保険であると誤信したと述べており、契約内容の判断を委ねた申立人の母の要素の錯誤にもとづく無効（民法 95 条）を求めるものと判断する。

#### 2. 主張①について

申立人は、母に保険契約の内容の判断を委ね、転換後契約の契約申込書も母に言われて自署押印したと述べており、母に契約内容について判断する権限を付与していたと認められるので、申立人が説明を受けていなかったとしても、契約転換の意思がなかったとはいえず、本件転換は有効である。

#### 3. 主張②について

募集人が、転換後契約を学資保険と説明したかについては、母の供述のみで判断することはできないが、母が転換後契約について、被保険者が 18 歳で満期になり学資金が給付されて終了する内容であると誤解していたことが推測される。しかし、仮に母の錯誤が要素の錯誤に該当するとしても、母は、転換後契約の具体的な内容を何も確認しておらず、契約申込

書の裏面に保障内容が明記されており、被保険者が18歳で満期になる保険ではないことは容易に知り得るので、母には錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ない。